

第2期

市川町男女共同参画プラン

男女が共に尊重しあい、誰もが等しく
自分らしい生き方が実現できる
豊かな社会を目指して



令和3年3月
兵庫県 市川町

計画策定の趣旨

□ 計画の目的

市川町男女共同参画プランは、男女が共に人権を尊重し、家庭や職場、学校等、あらゆる場面において個々の能力が発揮できる環境づくりを目指し、偏りのない男女共同参画社会の実現のために、平成27年度に策定されました。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法にて規定されています。

国際的にみると、わが国のジェンダーギャップ指数※（2019年1月）は153か国中121位と非常に低く、特に政治や経済活動の分野で男女の格差が大きく、女性の進出が遅れています。また、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs※）においても、ゴール5として「ジェンダー※平等とすべての女性・女児のエンパワーメント※」を掲げ、そのなかで「ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」としています。

そうしたことから国内においても、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の改正などが行われました。

本町においても、男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に本計画の策定を行います。



※ジェンダーギャップ指数：世界経済フォーラムが毎年発表している、世界男女格差指数のことです。各国を対象に、政治・経済・教育・健康の4部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析してスコア化し、そのスコアを元に各国の男女平等の順位をつけます。

※SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goalsの略称）で、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間の行動目標です。

※ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習のなかには、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男女の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

※エンパワーメント：自分自身の生活と人生を決定する権利と能力をもち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつことをいいます。

□ 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

基本的な考え方

□ 計画の基本理念

本計画では、国の男女共同参画社会の基本理念である「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を踏まえ、男女が等しく、共に尊重しあえる人間性を育てていくことを目指します。また、個人が希望するあらゆる生き方を実現するために、さまざまな社会的障壁をなくし、誰もが参画できる豊かな社会を目指すことを基本理念としています。

基本
理念

男女が共に尊重しあい、誰もが等しく
自分らしい生き方が実現できる
豊かな社会を目指して

□ 計画の基本方針

本計画は、市川町が施策を進めるための計画であるとともに、町が住民・事業者と協働し取り組むことを前提とした計画です。策定後の取り組みについては住民参画で評価を行い、できることを着実に、真の実効性の確保に努めるとともに、住民にとって生活に身近な男女共同参画の推進を目指して策定を行います。また、「男女が共に尊重しあい、誰もが等しく自分らしい生き方が実現できる豊かな社会」を目指すために、男女間での意識の差や、固定観念をなくし、健康や就労、多様な場面での男女の活躍を支援します。さらに、人権を尊重し、豊かな心を育む教育・学習の場の提供に努め、人権尊重を阻むあらゆる暴力の根絶を目指します。そして、必要な範囲において男女共に、より一層の参画の機会を提供する必要があると考え、その実現に向け取り組んでいきます。

□ 施策の体系

基本 理念

男女が共に尊重 自分らしい生き方が実現

基本目標 1 互いに尊重しあえる男女共同参画社会の推進

1. 男女共同参画社会のための意識づくり

- ・男女共同参画への意識の醸成
- ・男女共同参画に関する情報提供と啓発

2. 男女共同参画に関する教育・学習の充実

- ・学校等における男女共同参画に関する教育の推進
- ・男女共同参画に関する学習機会の充実

3. 男女に関わるあらゆる暴力の根絶

- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）の防止
- ・あらゆる暴力の被害者への相談体制の充実

基本目標 2 男女が共にいきいきと活躍できる環境の充実

1. 雇用・職場における男女均等な機会の確保

- ・職場における男女均等な雇用条件の確保
- ・ライフステージに沿った雇用機会の支援
- ・女性のキャリアアップ支援

2. 政策・方針決定過程での女性の参画の促進

- ・政策・方針決定過程での女性の参画の促進
- ・地域における女性活躍の推進

3. ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- ・男性の家事や育児、地域活動等への参画のための環境整備

しあい、誰もが等しく できる豊かな社会を目指して

基本目標 **3** 男女が共に安心して暮らせる安全な社会の実現

1. 安心して暮らしていくための健康支援

- ・生涯を通じた男女の健康支援
- ・出産・育児等の母子の健康管理

2. 男女共同参画の視点でのセーフティネットの構築

- ・生活の安定・ひとり親家庭への支援
- ・高齢者、障がい者（児）、外国人が安心して暮らせる環境の整備

基本目標 **4** 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

1. 男女共同参画の視点に立った福祉環境・防災体制の整備と充実

- ・子育て、介護に関する支援の充実
- ・高齢者・障がい者（児）等の社会参加の促進
- ・防災対策への男女共同参画の視点の反映

2. 国際交流の推進

- ・地域での多文化交流と理解の促進
- ・在住外国人への男女共同参画の周知啓発

基本目標 **5** 推進体制の整備

1. 計画の推進と進行管理

- ・庁内推進体制の充実
- ・国、県、住民、関係団体、事業所との協働、連携

施策内容

<基本目標1> 互いに尊重しあえる男女共同参画社会の推進

施策	具体的な内容
人権啓発・教育の推進	①研修会、啓発冊子、街頭啓発を通じた啓発活動 ②職員に対する人権研修の推進
男女共同参画についての理解の促進	①広報・ホームページ等による啓発 ②男女共同参画に関するイベントの開催
男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①広報・ホームページ等における性別に基づく固定観念にとらわれない表現 ②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発 ③地域団体や企業等に対する現行の社会制度や法律の見直し動向等の情報提供
男女共同参画意識を育む教育・保育の推進	①人権教育・保育の推進 ②福祉体験学習の推進
キャリア教育の推進	①職場体験学習の推進
保護者に対する啓発	①男女共同参画に関するイベント等の案内
学校現場における男女共同参画の推進	①学校生活において、男女の固定的な役割分担による偏りをなくす取り組み ②学校現場での指導的地位に占める女性の割合を拡大
家庭における男女共同参画促進の支援	①男女共同参画セミナーの開催 ②パパ&ママ教室等各種講座の開催 ③食育の推進
地域や職場における学習の充実	①各世代に対応した学習教材の提供 ②地域団体や職場等に対する出前講座の開催等
DVの防止に向けた啓発	①広報・ホームページ等による啓発
相談窓口の周知	①広報・ホームページ・情報紙等による周知 ②民生委員・児童委員をはじめ地域団体等の活動を通じての周知
関係機関や関係課との連携による支援	①人権相談やDV相談の実施 ②DV被害者の住民票閲覧制限
地域支援ネットワーク会議	①DVのケースに対応して関係機関との情報共有、支援の方向性の検討、連携強化のための会議を実施

<基本目標2> 男女が共にいきいきと活躍できる環境の充実

施策	具体的な内容
労働関係法令や制度に関する住民への周知	①広報・ホームページ等を活用した周知
企業等の男女共同参画実践の促進	①関係機関との連携による事業主への働きかけ
再就職等に必要情報の提供	①兵庫県等関係機関との連携による情報の提供
育児・介護休業制度の普及と利用促進	①改正育児休業・介護休業法の周知 ②事業主等に対し、育児休業・介護休業に関する兵庫県等関係機関の制度の情報提供 ③男性職員の育児休業取得率を促進

施 策	具体的な内容
保育サービスの実施や介護・障害福祉サービスの利用促進	①こども園における延長保育、一時保育、病児・病後児保育、障がい児保育の充実 ②学童保育の充実 ③介護・障害福祉サービス利用の相談・支援
女性に向けたチャレンジ支援	①学習機会の提供や相談、情報提供
各種審議会等への女性の参画の促進	①女性委員参画のための情報発信
男女共同参画の視点に立った職務配置の推進	①女性職員の管理職への登用を推進 ②職員研修の実施
女性人材の育成機会の提供	①各種講座の開催 ②兵庫県開催の研修等への参加促進 ③学習・文化活動、スポーツ活動等の指導者の育成・資質の向上
人材や団体の発掘	①関係機関との連携による人材の育成・発掘
団体等の活動支援	①団体へ活動の場を提供する等の活動支援
労働関係法令や制度に関する住民への周知	①広報・ホームページ等を活用した周知
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及	①ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知 ②事業主等に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知や労働時間短縮に向けた啓発 ③職員研修の推進
男性の家庭参加へ支援	①男性の育児勉強会への参加促進 ②親子活動を通じた男性の子育て支援の促進
次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定の促進	①企業への「一般事業主行動計画」策定の啓発 ②「一般事業主行動計画」の策定状況について住民への周知

<基本目標3> 男女が共に安心して暮らせる安全な社会の実現

施 策	具体的な内容
分野別健康課題の啓発	①ライフステージに対応した分野別の健康課題についての啓発
健康教育・健康相談の実施	①地域での健康教育の推進 ②出前講座や各種健診を利用した健康相談 ③介護予防教室
各種健康診査、がん検診等の推進	①乳幼児健診 ②学校における健診 ③特定健康診査、特定保健指導 ④成人歯科健診 ⑤各種がん検診 ⑥その他検診
母子保健事業	①妊娠・出産・育児に関する健康相談・健康教育・健康診査・家庭訪問
就業による生活の自立支援	①ひとり親家庭の親や生活保護受給者等への生活の自立のための支援
働く女性の妊娠・出産に関わる保護	①育児休業制度等の普及 ②妊娠時における定期的な健診の受診の啓発 ③妊娠、出産、子育て期における相談支援、関係機関の連携
就業による生活の自立支援	①関係課や兵庫県、関係機関等との連携による、ひとり親家庭の親や生活保護受給者等への生活の自立のための支援
高齢者や障がい者（児）の自立した生活への支援	①介護サービスや地域支援事業の推進 ②障害福祉サービス、地域生活支援事業の推進

<基本目標4> 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策	具体的な内容
子育て支援の充実	①こども園での預かり保育の実施 ②各種子育て活動の促進 ③地域子育て支援センターの活用
介護等への男女共同参画についての啓発	①介護等への男性の参加や家族みんなが担うことの必要性についての啓発
認知症に対する理解の促進	①認知症に関する広報や予防教室、講習会の開催 ②認知症サポーターの養成
男性に対する介護教室等の開催	①男性クッキング教室 ②介護教室の開催 ③家族介護者の交流
介護予防事業	①介護予防事業（通所型・地域型・自主活動） ②見守り支援
相談体制・情報提供の充実	①高齢者・障がい者（児）への相談支援 ②社会参画に向けた適切な情報提供
社会参画に向けた支援の推進	①社会参画ができるための交流事業、外出支援、活動の場の確保等の福祉サービスの充実
防災分野の意思決定への女性の参画拡大	①防災会議委員への積極的な女性登用の推進
女性の視点を取り入れた地域防災活動の推進	①防災における男女共同参画のための講座を実施 ②自主防災組織等における女性防災リーダーの育成 ③避難所運営組織への女性の参画を推進
男女のニーズに配慮した避難物資の整備	①指定避難所等における女性の視点による災害用備蓄品の充実
国際交流と国際理解の促進	①地域住民と外国人との交流機会の創出
在住外国人への支援の充実	①男女平等に関わる情報等の周知・啓発

<基本目標5> 推進体制の整備

施策	具体的な内容
職員への男女共同参画の意識づくり	①庁内職員への男女共同参画の周知・啓発
男女が働きやすい職場環境の整備	①男女共同参画の視点に基づいた働きやすい環境の整備・配慮の徹底 ②特定事業主行動計画に基づく取り組みの充実
地域住民・関係団体・事業所等との連携強化	①地域住民・関係団体・事業所等への迅速かつ適切な情報提供・情報共有の実施

第2期市川町男女共同参画プラン

令和3年3月

発行 市川町

〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3

TEL：0790-26-1010 FAX：0790-26-1049